

お客様各位

平成 25 年 3 月 5 日
笠岡信用組合
理事長 頃末 謙治

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法)が平成25年3月末に期限を迎えますが、下記のとおり当組合の基本方針は何ら変わることなく、引き続き金融円滑化の取組みを積極的に行ってまいります。

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後も何ら変わることなく、他の金融機関や信用保証協会等と綿密に連携を図りながら、貸付条件の変更や円滑な資金供給等によるお客様への支援を継続してまいります。
2. 当組合は、お客様からの資金に関するご相談や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の経営課題・問題を十分把握し検討したうえで、その解決に努めてまいります。
3. 当組合は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客様の経営課題・問題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、実行性の確保を支援してまいります。
4. 当組合は、住宅ローン等をご利用いただいているお客様からの貸付条件変更等の申込みに対しても、お客様の立場にたって対応してまいります。

当組合は、金融円滑化法期限到来後も取組方針は変わりません。